



宮 崎 県 公 報

平成25年3月28日（木曜日）号外 第18号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

	頁	
病院局企業管理規程		○病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程……………13
○後期研修医研修資金貸与規程……………1		○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………13

病院局企業管理規程

後期研修医研修資金貸与規程をここに公表する。

平成25年3月28日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第2号

後期研修医研修資金貸与規程

（趣旨）

第1条 この規程は、後期研修医研修資金貸与条例（平成25年宮崎県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（後期臨床研修）

第2条 条例第1条の管理者が定める研修は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号の規定により研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修とする。

（貸与の対象者）

第3条 条例第3条の大学講座のうち管理者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1）内科学講座
- （2）外科学講座
- （3）臨床神経科学講座
- （4）生殖発達医学講座
- （5）感覚運動医学講座
- （6）病態解析医学講座
- （7）地域医療学講座
- （8）病理学講座

2 条例第3条第3号の管理者が定める者は、次に掲げるものとする。

- （1）学校法人自治医科大学を卒業した者
- （2）県以外の地方公共団体その他の団体から、宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）に基づく修学資金又は宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例（平成20年宮崎県条例第25号）に基づく医師研修資金と同種の資金の貸与を受けた者でその返還の債務の履行を終えていないもの及び後期研修医研修資金と同種の資金の貸与を受けている者

（貸与の額）

第4条 条例第4条第1項の管理者が定める額は、15万円とする。

（貸与の期間）

第5条 条例第5条の後期研修医研修資金の貸与を受けることができる期間の算定については、国立大学法人宮崎大学医学部附属病院に在籍することとなった日の属する月から在籍しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。

（貸与の申請）

第6条 後期研修医研修資金の貸与を受けようとする者は、後期研修医研修資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- （1）医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項の医師免許証の写し
- （2）医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し

(3) 大学講座の教授の推薦調書 (別記様式第 2 号)

(4) その他管理者が必要と認める書類

(保証人)

第 7 条 条例第 6 条第 1 項の保証人 (以下「保証人」という。) は、独立の生計を営み、後期研修医研修資金の返還及び利息の支払の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 後期研修医研修資金の貸与を受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書 (別記様式第 3 号) を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸与の決定)

第 8 条 管理者は、第 6 条の申請書を受領したときは、その内容を審査の上、後期研修医研修資金の貸与の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第 9 条 後期研修医研修資金の貸与の決定を受けた者は、管理者が定める日までに後期研修医研修資金借用証書 (別記様式第 4 号) を管理者に提出しなければならない。

(後期研修医研修資金の交付)

第 10 条 後期研修医研修資金は、毎月交付するものとする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(変更事項等の届出)

第 11 条 後期研修医研修資金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書 (別記様式第 5 号) にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から 10 日以内に管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 大学講座に在籍しなくなったとき又は後期臨床研修を受ける病院を国立大学法人宮崎大学医学部附属病院から変更したとき。

(3) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

2 後期研修医研修資金の貸与を受けた者で、後期研修医研修資金を返還していないもの (後期研修医研修資金の返還の全部を免除された者を除く。) は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書 (別記様式第 5 号) にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から 10 日以内に管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 大学講座に在籍しなくなったとき又は医師の業務に従事する病院を変更したとき。

(3) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

(貸与の停止の申出等)

第 12 条 後期研修医研修資金の貸与を受けている者 (その相続人を含む。) は、後期臨床研修を休止したとき又は条例第 7 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号のいずれかに該当するときは、後期研修医研修資金貸与停止等申請書 (別記様式第 6 号) にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から 10 日以内に管理者に提出しなければならない。

2 後期研修医研修資金の貸与を受けている者は、後期研修医研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、後期研修医研修資金貸与辞退申出書 (別記様式第 7 号) を管理者に提出しなければならない。

3 後期研修医研修資金の貸与を受けている者は、条例 7 条第 2 項の規定により後期研修医研修資金の貸与を行わないことになった場合において、既に当該貸与を行わないことになった期間に係る後期研修医研修資金を受領しているときは、当該後期研修医研修資金を管理者が定める日までに一括して返還しなければならない。

(返還の申出)

第 13 条 後期研修医研修資金の貸与を受けた者は、条例第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、後期研修医研修資金返還申出書 (別記様式第 8 号) を当該各号に掲げる事由が生じた日から 10 日以内に管理者に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請等)

第 14 条 条例第 9 条の規定による後期研修医研修資金の返還の猶予を受けようとする者は、後期研修医研修資金返還猶予申請書 (別記様式第 9 号) に当該猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受領したときは、その内容を審査の上、後期研修医研修資金の返還の猶予の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(返還の免除の申請等)

第 15 条 条例第 10 条又は第 11 条の規定による後期研修医研修資金の返還の免除を受けようとする者は、後期研修医研修資金返還免除申請書 (別記様式第 10 号) を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受領したときは、その内容を審査の上、後期研修医研修資金の返還の免除の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(業務従事期間)

第 16 条 条例第 10 条第 1 号の業務従事期間は、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職 (業務に起因するものを除く。以下同じ。) をし、又は停職となった期間があるときは、当該休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、後期研修医研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(第6条関係)

後期研修医研修資金貸与申請書

年 月 日

宮崎県病院事業管理者 殿

申請者氏名

㊦

後期研修医研修資金の貸与を受けたいので、後期研修医研修資金貸与規程第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな		性別	勤務先の名称	
	氏名		男・女		
	生年月日及び年齢	年 月 日生(満 歳)			
	住所	〒			
	連絡先の電話番号	() —			
後期臨床研修実施計画	所属講座(診療科)		研修期間	備考	
貸与申請期間		年 月 から 年 月 まで			
保証人	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏名		及び年齢	(満 歳)	
	住所	〒		申請者との関係	
	電話番号	() —			
	職業		年収	税込 円	
申請者が貸与を受ける後期研修医研修資金については、本人と連帯して責任を負います。					

関係書類

- 1 医師免許証の写し
- 2 臨床研修修了登録証の写し
- 3 大学講座の教授の推薦調書(別記様式第2号)
- 4 その他管理者が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 6 条関係)

推 薦 調 書

年 月 日

宮崎県病院事業管理者 殿

宮崎大学医学部医学科

大学講座名

教授氏名



下記の者は、後期研修医研修資金貸与条例第 1 条に規定する後期臨床研修を受けており、後期研修医研修資金の貸与を受ける者として適当と認められるので、推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	
意 見	

様式第 3 号 (第 7 条関係)

保 証 人 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

宮崎県病院事業管理者 殿

貸与決定番号 第 号
 申請者 住所
 氏名 ㊦

保証人を変更したいので、後期研修医研修資金貸与規程第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり承認を申請します。

なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して後期研修医研修資金貸与条例に基づく後期研修医研修資金の返還の債務を負担します。

新 保 証 人	ふりがな 氏名	----- ㊦	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	住 所	〒	申請者と の 関 係	
証 人	電 話 番 号	()	—	
	職 業		年 収	税込 円
旧 保 証 人	ふりがな 氏名	----- ㊦	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	住 所	〒		
証 人	電 話 番 号	()	—	
	変 更 の 事 由			
変 更 年 月 日				
			年	月 日

様式第 4 号 (第 9 条関係)

後期研修医研修資金借用証書

年 月 日

宮崎県病院事業管理者 殿

貸与決定番号 第 号

本人 住所

氏名

㊞

収入印紙
貼付欄

保証人 住所

氏名

㊞

後期研修医研修資金貸与条例に基づき後期研修医研修資金を次のとおり借用します。
なお、保証人は、同条例に従い貸与を受ける本人と連帯して後期研修医研修資金の返還の債務を負担します。

借 用 金 額	金 円	
内 訳		
月 額 15 万 円	期 間	年 月 から 年 月 まで
	月 数	月
	金 額	金 円

様式第 5 号 (第 11 条関係)

変 更 事 項 等 届 出 書

年 月 日

宮崎県病院事業管理者 殿

貸与決定番号 第 号
届出者 住所
氏名 ㊦

後期研修医研修資金貸与規程第 11 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて
届け出ます。

届 出 事 項	
届出事項の発生年月日	年 月 日
届 出 内 容	

添付書類 「届出内容」の事実を証する書類

様式第 6 号 (第12条関係)

後期研修医研修資金貸与停止等申請書

年 月 日

宮崎県病院事業管理者 殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名

㊦

後期研修医研修資金貸与規程第12条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

貸与を受けた者の住所		
貸与を受けた者の氏名		
申 出 内 容	1 後期臨床研修を休止した。	年 月 日から 年 月 日まで
	2 後期臨床研修を中止した。	年 月 日
	3 本人が死亡した。	年 月 日
	4 その他 (内容を記載すること。)	年 月 日

(注) 「届出内容」の欄は、該当する番号に○印を付け、期日を記入すること。
添付書類 「申出内容」の事実を証する書類

様式第 7 号 (第12条関係)

後期研修医研修資金貸与辞退申出書

年 月 日

宮崎県病院事業管理者 殿

貸与決定番号 第 号
申出者 住所
氏名 ㊦

後期研修医研修資金の貸与を辞退したいので、後期研修医研修資金貸与規程第12条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を辞退する月	年 月分から
辞 退 の 理 由	

様式第 8 号 (第13条関係)

後期研修医研修資金返還申出書

年 月 日

宮崎県病院事業管理者 殿

貸与決定番号 第 号
 申出者 住所
 氏名 ㊟

後期研修医研修資金貸与条例第 8 条第 1 項の規定による後期研修医研修資金の返還をしますので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
貸 与 総 額	金 円
返還免除となった額	金 円
返 還 の 総 額	金 円
返 還 理 由	

様式第 9 号 (第14条関係)

後期研修医研修資金返還猶予申請書

年 月 日

宮崎県病院事業管理者 殿

貸与決定番号 第 号
 申請者 住所
 氏名 ㊦

後期研修医研修資金貸与条例第 9 条の規定による後期研修医研修資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
貸 与 総 額	金 円
貸 与 総 額 の うち 返 還 未 済 額	金 円
返 還 未 済 額 の うち 猶 予 を 受 け よ う と す る 額	金 円
猶 予 を 受 け よ う と す る 理 由	

添付書類 「猶予を受けようとする理由」の欄に記載の内容を証する書類

様式第10号 (第15条関係)

後期研修医研修資金返還免除申請書

年 月 日

宮崎県病院事業管理者 殿

貸与決定番号 第 号

申請者 住所

氏名 ㊟

後期研修医研修資金貸与条例第10条 (第11条) の規定による後期研修医研修資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所		
貸与を受けた者の氏名		
貸 与 期 間	年 月	年 月
貸 与 総 額	金	円
貸 与 総 額 の うち 返 還 未 済 額	金	円
返 還 未 済 額 の うち 免除を受けようとする額	金	円
業務に従事した県立 病院の名称及び期間	名称	宮崎県立 病院
	期間	年 月 日から 年 月 日まで
休職の有無及びその期間	1 有 (年 月 日から 年 月 日まで) 2 無	
死亡又は退職の別 及びその年月日	年 月 日 (死亡・退職)	

(注) 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。

添付書類

死亡又は退職の理由及びその年月日を証する書類

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成25年3月28日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第3号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(病院の内部組織)			(病院の内部組織)		
第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。			第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。		
病院	部等	課又は科	病院	部等	課又は科
[略]			[略]		
県立日南病院	[略]	内科 心療内科 精神科 神経内科 循環器内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽（いん）喉（こう）科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科	県立日南病院	[略]	内科 心療内科 精神科 神経内科 循環器内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽（いん）喉（こう）科 リハビリテーション科 放射線科 <u>歯科口腔（くう）外科</u> 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科
[略]			[略]		
(病院の職員の職)			(病院の職員の職)		
第10条 次の表の左欄に掲げる病院に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。			第10条 次の表の左欄に掲げる病院に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。		
病院	職		病院	職	
県立宮崎病院、 県立延岡病院及び 県立日南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 部長（医療管理部、診療部及び センターの各科に限る。） 医長 副医長 技師長（診療部放射線科及び臨床検査科に限 る。） 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部 長 主任（診療部放射線科、臨床検査科及び 栄養管理科並びに薬剤部に限る。） 看護部 長 副看護部長 看護師長		県立宮崎病院、 県立延岡病 院及び県立日 南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 部長（医療管理部、診療部及び センターの各科に限る。） 医長 副医長 技師長（診療部放射線科及び臨床検査科に限 る。） 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部 長 主任（診療部 <u>リハビリテーション科</u> 、放 射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬 剤部に限る。） 看護部長 副看護部長 看 護師長	

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成25年3月28日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第4号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(住居手当)		(住居手当)	
第9条 病院事業給与条例第9条第1項第1号及び第3号に規定す		第9条 病院事業給与条例第9条第1号及び第2号に規定する管理	

<p>る管理者が定める公舎は、次に掲げる公舎とする。 (1)・(2) [略] (特殊勤務手当の種類) 第10条 [略] 2～7 [略]</p>	<p>者が定める公舎は、次に掲げる公舎とする。 (1)・(2) [略] (特殊勤務手当の種類等) 第10条 [略] 2～7 [略] 8 <u>特殊勤務手当の支給を受ける職員が、同一勤務日に特殊勤務手当の対象となる2以上の業務に従事した場合には、それらの業務に係る特殊勤務手当のうちその額が最高のも (その額が同額である場合はいずれか一) に限り支給する。ただし、深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当は、他の特殊勤務手当と重複して支給することができる。</u></p>
---	--

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。